

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則
の一部を改正する省令案の概要

令和5年7月
経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

I. 趣旨

再生可能エネルギーについては、地域との共生を前提に、令和3年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画において掲げられた2030年度の再エネ比率36～38%の実現に向けて最大限導入していくこととしています。

こうした中、再エネ発電設備の廃棄等に関する懸念に対応し、適切な廃棄等を担保するため、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第9条に基づく認定基準として、再エネ発電設備の廃棄等に関する計画が適切であることを求めています。また、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）による改正再エネ特措法に基づき、令和4年7月から、10キロワット以上の事業用太陽光発電設備を対象に、原則、源泉徴収的な外部積立てによる廃棄等費用積立制度を開始するなどの対応を講じているところです。

こうした中、本年7月31日に開催された再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会においては、廃棄等費用積立制度が開始される中で適正な廃棄等費用を確保するための運用の明確化等が議論され、FIT／FIP制度における認定出力の10キロワット以上から10キロワット未満への減少や、10キロワット未満から10キロワット以上への増加が生じた場合における再エネ特措法の運用の明確化等について、一定の方向性が取りまとめられました。

これを踏まえ、資源エネルギー庁においては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の改正に向けた検討を進めています。この内容に関し、広く国民の皆様から御意見をいただくべく、同施行規則の改正について意見公募手続を行います。

Ⅱ. 概要

第5条 認定基準

- 再エネ特措法第9条第4項第1号の「電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものとして経済産業省令で定める基準」について、次に掲げるものを追加する。
 - (1) 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が10キロワット未満のもの（複数太陽光発電設備設置事業を営もうとする者からの認定の申請である場合に限る。）又は10キロワット以上のものについては、当該太陽光発電設備が第3条第1号又は第2号に掲げる設備の区分等（複数太陽光発電設備設置事業の用に供する太陽光発電設備の区分等を除く。）に該当していたものでないこと。
 - (2) 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が10キロワット未満のもの（複数太陽光発電設備設置事業を営もうとする者からの認定の申請である場合を除く。）については、当該太陽光発電設備が第3条第1号若しくは第2号に掲げる設備の区分等（複数太陽光発電設備設置事業の用に供する太陽光発電設備の区分等を含む。）又は第3号から第4号の6までに掲げる設備の区分等に該当していたものでないこと。ただし、当該認定の申請が次の①及び②に該当する場合は、この限りでない。
 - ① 当該太陽光発電設備の太陽電池の出力が10キロワット未満であること。
 - ② 当該太陽光発電設備の出力の変更をする際の廃棄その他の当該太陽光発電設備の取扱いに関する計画が適切であること¹。
- 再エネ特措法第9条第4項第3号の「再生可能エネルギー発電設備が、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものとして経済産業省令で定める基準」について、当該認定の申請が前述（2）ただし書の規定により再生可能エネルギー発電事業を行うものである場合にあっては、当該太陽光発電設備の設置場所において、災害その他の非常の場合に、当該太陽光発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を一般の利用に供することができる構造であることを追加する²。

様式関係

- 今回の改正において新設した認定基準を満たしていることを確認するため、再エネ特措法第10条第1項の規定に基づく再生可能エネルギー発電事業計画変更認定申請書を改める。

¹ 適切な廃棄等を確認するため、変更認定申請の申請書に添付する書類として、解体・撤去業者に廃棄等を依頼する契約書、産業廃棄物管理表（マニフェスト）・写真（取り外し前・中・後）・領収書などの提出を求める。また、変更認定後になお残る太陽光パネルについても、適切な廃棄等の計画の提出を求める。

² なお、変更認定時においても、第5条第2項第5号イの規定に基づき、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気のうち、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用される電気として供給された後の残余の再生可能エネルギー電気について特定契約の相手方である電気事業者に供給する構造であること（自家消費可能な構造であること）を確認する。

経過措置

- この省令の改正後の規定は、この省令の施行の日以後に行われた再エネ特措法第9条第1項及び第10条第1項の認定の申請から適用する。

この他、上記の改正に伴う技術的修正及び表現の適正化等、所要の規定の整備を行う。

施行期日

- 上記の改正は、公布の日から施行する。

(以上)